

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件

○厚生労働省告示第百九十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項の規定に基づき公示する。

令和六年四月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

<p>特定非営利活動法人 ウイークャン世田谷</p>	<p>在宅就業支援団体の名称</p>
<p>階 ン・ペルフエクテイオー 丁目一四番一七号 グラ</p>	<p>変更前の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地</p>
<p>目五番七号 ルビーノロ トンダ三一B</p>	<p>変更後の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地</p>
<p>令和六年三月一日</p>	<p>変更年月日</p>